
入 札 公 告

高知県公報ホームページ公開用データ編集及び作成等業務について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和8年3月9日

高知県知事 濱田 省司

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

高知県公報ホームページ公開用データ編集及び作成等業務一式

(2) 業務の特質等

仕様書による。

(3) 業務の履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、3により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 高知県における「令和6年度から令和8年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。

(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 国又は地方公共団体において、この入札に係る業務と同等以上の業務の受注及び業務遂行の実績を有する者であること。

(5) 高知県内に事業所、営業所等を有する者であること。

(6) 3によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和6年度から令和8年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（令和5年9月高知県告示第638号。以下「告示」と

いう。)第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと及び告示第1の2の(9)に該当しないこと。

3 入札参加資格の確認

(1) 入札参加資格の確認申請書の交付

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格の有無について確認を受け、入札参加資格があると認められた者に限る。この確認は、別紙「一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)」(以下「確認申請書」という。)によるものとし、確認申請書は、次の方法で交付する。

ア 手渡しによる交付の場合

入札公告の日から令和8年3月19日(木)までの午前8時30分から午後5時15分まで(土日・祝日及び正午から午後1時までの間を除く。)の間に次の場所で交付する。

郵便番号780-8570

高知県高知市丸ノ内一丁目2番20号

高知県総務部法務文書課

電話番号 088-823-9329

ファクシミリ番号 088-823-9128

E-mail 110201@ken.pref.kochi.lg.jp

イ ダウンロードによる交付の場合

入札公告の日から高知県総務部法務文書課ホームページ(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110000/110201/>)で交付する。

(2) 入札参加資格の確認申請書の提出

確認申請書の提出期限は、令和8年3月19日午後5時15分までとし、手渡し、電子メール又は郵送によって高知県総務部法務文書課に提出すること。

なお、手渡し以外で提出した場合は、必ず電話で到達を確認すること。

また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 入札参加資格の確認結果の通知

入札参加資格の確認は、確認申請書等の提出期限日をもって行うものとし、その結果は、令和8年3月24日(火)午後5時15分までに申請者に対し電子メール及び電話で通知する。

なお、通知書の正本については、入札参加資格を有する者には入札当日に手渡しし、入札参加資格を有さない者には後日郵送する。

また、電子メールによる一般競争入札参加資格確認通知書を受領した場合は、別紙「受領書(様式2)」を高知県総務部法務文書課まで電子メールで送付すること。

(4) 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

ア 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について

て、知事に対して説明を求めることができる。

イ アの説明を求める場合は、その旨を記載した書面を令和8年3月25日（水）午後5時15分までに高知県総務部法務文書課に持参、電子メール又はファクシミリで提出すること。

なお、持参以外で提出した場合は、必ず電話で到達を確認すること。

ウ 説明を求めた者に対する回答は、令和8年3月27日（金）午後5時15分までに書面により行う。

(5) 入札参加資格の喪失

入札参加資格確認通知後において、入札参加資格者が次のいずれかに該当するに至ったときは、当該委託業務の入札に参加することができない。

ア 2に掲げる入札参加資格を満たさなくなったとき。

イ 確認申請書等に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

(6) 質疑事項

ア 質疑事項がある場合には、別紙「質疑書（様式3）」により令和8年3月16日（月）正午までに高知県総務部法務文書課に持参、電子メール又はファクシミリで提出すること。

なお、持参以外で提出した場合は、必ず電話で到達を確認すること。

イ 質疑書に対する回答は、令和8年3月18日（水）午後5時15分までに高知県総務部法務文書課のホームページ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110000/110201/>）に掲載する。

4 契約条項の問い合わせ先等

(1) 契約条項の問い合わせ先

3(1)アに同じ。

(2) 契約条項の交付方法

ア 手渡しによる交付の場合

午前8時30分から午後5時15分まで（土日・祝日及び正午から午後1時までの間を除く。）の間に3(1)アの場所で交付する。

イ ダウンロードによる交付の場合

高知県総務部法務文書課ホームページ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110000/110201/>）で交付する。

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

令和8年4月1日（水）午後1時30分

(2) 場所

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁本庁舎 地下第3会議室

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。

(2) 最低制限価格

無

(3) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(4) 落札者の決定方法等

規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 関連情報を入手するための照会窓口

3(1)アに同じ。

(8) 調達手続の停止等

令和8年度高知県一般会計予算が議決されなかった場合（修正されて議決された場合を含む。）は、本件調達手続の停止等を行うことがある。

(9) 入札参加者は、あらかじめ示された一般競争入札心得を承知すること。

(10) 提出された申請書等は、返却しない。

(11) 申請書等に虚偽の記載をした場合は、当該申請書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

(12) 提出された申請書及び添付書類の提出期限以降の差替え、訂正等は、認めない。